



くらしのひろば

No.383
(2019年秋号)

黄金の國、
いわて。



「まてのすけかるた」誕生!!

県民生活センターでは、高齢者が身近な消費者トラブルに気づき、被害に遭わないために楽しく学べる

「消費者トラブル防止啓発かるた

【まてのすけかるた】」を作成しました。

消費者トラブルの事例や、トラブルに遭った場合にどうすればよいのか、アドバイスが盛り沢山!!

「観て知る」「声に出して身に付ける」体験型の教材として高齢者だけでなく、小さいお子さんから楽しく学べます。

遊びながら消費者トラブルを理解し、消費者被害をなくしましょう!



いわて消費者トラブル防止啓発
キャラクター まてのすけ

消費者トラブルに関する相談は

消費者ホットライン ☎188 (いやや)

最寄りの消費生活センターにつながります。

消費者庁 消費者ホットライン 188
イメージキャラクター イヤヤン



「固定電話が使えなくなる」ウソの勧誘電話に注意！

<相談内容>

電話会社を名乗る事業者から「もう少しでアナログ回線が光回線に切り替えになりアナログ電話が使えなくなる。今なら工事費無料で切り替えができる。」と電話がありました。電話が使えなくなるのは困るし、タダなら良いと思い、よくわからないままにに応じてしまいました。



☆ひとこと助言☆

- ◆ NTT 東（西）日本では 2024 年以降、固定電話の IP 網への移行に伴い社内の設備を切り替えます。
- ◆ IP 網への移行後も**現在使用中の電話機や電話番号はそのまま使うことができます**。設備切り替えに伴う**手続きや工事は不要**です。
- ◆ 設備切り替えに便乗し、

「固定電話や電話番号が使えなくなる。」

「古い回線から新しい回線に交換する工事を行います。」

「アナログ電話が使えなくなるので、切り替え工事が必要です。」

「この地域で回線工事があるので、今の電話機が使えなくなります。」

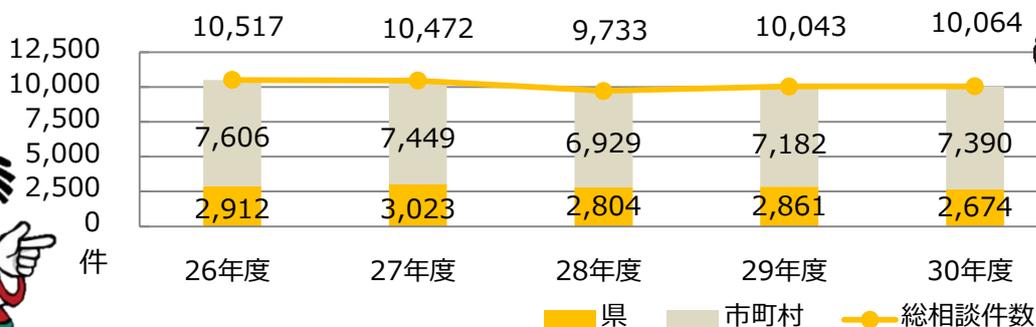
といった勧誘電話や訪問業者に注意しましょう。



平成 30 年度 岩手県における消費生活相談

平成 30 年度に岩手県及び県内市町村には 1 万件を超える消費生活相談が寄せられました。

《過去 5 年間の相談件数の推移》



年代別では、「70 歳以上」が 2,448 件と最も多く、以下「60 歳代」1,837 件、「50 歳代」1,388 件と続いています。年代別における多い相談は、「デジタルコンテンツ(※)」に関する相談が、70 歳以上を除き、1 位又は 2 位を占めており、最も多い相談になっています。

※「サイト利用料金が未納」といった架空請求など、インターネット上での情報に関するトラブル



通信販売はクーリング・オフできません！

「インターネットやSNSで、「濃いひげ悩み解消」「痩せる」「美容に良い」「有名人も使用」などの広告を見て、お試し価格のサプリメントや化粧品などを通信販売で購入した。ところが、1回目がお試し価格になっているだけで、2回目からは思いがけない高額な**定期購入**だった。」というトラブル相談が後を絶ちません。

また、「解約は次回の発送までに電話で申し出ること」などの条件があっても、「解約しようと電話をしてもつながらない！」という相談も多くあります。

SNSで
話題!



- ◆ **通信販売は、クーリング・オフ出来ません！** 返品や解約の条件などの記載内容は守らなければなりません。
- ◆ 未成年者は、親権者の同意を得ていないときは解約できますが、申込画面によっては親権者の同意を得たとみなされることがあります。
- ◆ 商品を注文する前に、最終確認画面で定期購入が条件になっていないか、中途解約や返品は出来るかなどの契約内容をしっかり確認しましょう。注文画面をスクロールした最後に小さい字で条件等が記載されている場合があるので注意しましょう。



令和元年10月1日消費税軽減税率制度が始まります

10月に消費税及び地方消費税が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率が始まります。軽減税率の対象のものは税率8%となり、以下の商品が対象となります。

消費税
10%

軽減税率(8%)の対象

飲食料品(酒類を除く)

出前・持ち帰り(外食・ケータリングを除く)

有料老人ホームでの飲食料品の提供など

新聞(定期購読で週2回以上発行されるもの)



また、10月からキャッシュレス・消費者還元事業も始まります。

消費税増税やキャッシュレス・消費者還元事業に便乗し、個人情報(口座番号・住所・電話番号)を聞き出そうとする電話等にご注意下さい。

軽減税率に関する問い合わせ先：**消費税軽減税率電話相談センター**(軽減コールセンター)

電話番号 0120-205-553 (受付時間 9:00~17:00 土日祝除く)

キャッシュレス・消費者還元事業に関する問い合わせ先：**ポイント還元窓口** 消費者向け

電話番号 0120-010975 (受付時間 10:00~18:00 土日祝除く)



温水洗浄便座は電気製品です!水漏れしていませんか?

温水洗浄便座は「水」と「電気」を使う電気製品です。長年の使用で部品が劣化し、製品から水漏れすることがあります。水漏れしたまま使用すると、感電や発煙・発火することがあり、大変危険です。

【チェックポイント】

次のような場合は使用を中止し、販売店やメーカーに点検依頼しましょう!

- ◆ 製品から水漏れしている
- ◆ 便座が異常に熱い・冷たい
- ◆ 便座のがたつきやひび割れがある
- ◆ 便座コードがねじれやはさみこみで破損している
- ◆ 電源コードやプラグが熱い



安心して使用するために定期的に点検を行いましょう。

また、長期間（10年以上）使用した製品は、買い替えも検討しましょう。

各種問い合わせ先

【交通事故相談】

交通事故相談員が交通事故に遭われた方のご相談をお受けします。

また、県内12カ所で巡回相談（事前予約制）も行っています。開催日や会場は交通事故相談専用電話にお問合せください。

交通事故相談電話 019-624-2244 受付時間【平日】 9:00-17:30

【消費生活相談】

消費生活相談員が消費者トラブルに関するご相談をお受けします。

また、借金の問題を抱えている方のために多重債務弁護士無料相談（事前予約制）も行っています。開催日や会場は消費生活相談専用電話にお問合せください。

消費生活相談電話 019-624-2209 受付時間【平日】 9:00-17:30

【土日】 10:00-16:00

【消費生活相談員人材バンク】

岩手県では県内市町村の消費生活相談窓口等への就業を希望する方の登録や情報提供を行っています。消費生活相談員や消費生活アドバイザー等の資格をお持ちで、人材バンクに登録を希望される方は（事務専用電話）019-624-2586までお問い合わせください。

地図

バス停

- ① 啄木新婚の家口
- ② 商工中金前
- ③ 大通三丁目



岩手県立県民生活センター

〒020-0021

岩手県盛岡市中央通 3-10-2

TEL:019-624-2586（事務専用）

FAX:019-624-2790

※年末年始・祝日休み

岩手県立県民生活センター

検索